

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
小田部自動車整備工場	茨城県常陸太田市磯部町631	9－810093

2 指名停止措置期間 令和6年7月17日～令和6年9月16日（2か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要
令和6年6月11日に入札執行した「06. 普通自動車（電気自動車）購入」において落札者となるべきところ、契約を辞退するなどの不誠実な行為を行った。

5 指名停止理由
上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第9号（1）に該当する。

< 指名停止等措置要領別表 >

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 9（1） 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当と認められるとき。 （2） 略	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係 茨城県常陸太田市金井町3690 電話 0294—72—3111